

# 左近山特別支援学校内放課後等デイサービス運営モデル事業者選定 業務説明資料

## (1) 理念と使命

左近山特別支援学校内放課後等デイサービスは、児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、左近山特別支援学校に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援をおこなう。

また、支援を必要とする障害のある子どもに対して、家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。

加えて、本事業は、横浜市初の試みとなる学校内での放課後等デイサービスの実施となることから、その地理的条件を活かし、学校や地域と密な連携を行い、事業の質の向上を目指すものとする。

## (2) 事業所

児童福祉法第二十一条の五の十五に基づく、放課後等デイサービス事業所として指定を受け、指定支援の種類として、放課後等デイサービス【重心】(サービス種類コード 63)を取得すること。事業開始日までに指定を受けることができるよう、指定申請書等を期日までに横浜市に提出できるよう準備すること。

## (3) 定員

5名以上とする。

## (4) モデル事業実施期間

6年間

## (5) 賃料

無償とします。なお、プロポーザルの結果、特定された事業者は別途施設利用に関する覚書の手続きを行うこととします。

## (6) 運営方針

事業所は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の特性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することとその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定放課後等デイサービスを提供する。

2 事業所は、障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定放課後等デイサービスの提供に努める。

3 事業所は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。

4 事業所は、障害児の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を

行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるよう努める。

5 事業の実施にあたっては、前4項の他、関係法令等を遵守する。

(7) 従業員の職種、員数及び職務内容

1 管理者 1名(常勤)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

2 児童発達支援管理責任者 1名(常勤・専従)

児童発達支援管理責任者は、指定放課後等デイサービスにかかる通所支援計画(以下「放課後等デイサービス計画」という。)の作成に関する業務を行う。

3 嘱託医 1名(非常勤)

嘱託医は、当該事業所を利用する障害児の健康管理、必要に応じて医療処置、アドバイス等を行う。

4 看護職員 1名以上(常勤・専従1名以上)

看護職員は、当該事業所を利用する障害児の健康管理、必要に応じて医師の指示に基づく医療処置、アドバイス等を行う。

5 児童指導員又は保育士 1名以上(常勤・非常勤とわず1名以上)

児童指導員又は保育士は、指定放課後等デイサービスの単位ごとに提供を行う時間帯を通じて、専ら指定放課後等デイサービスの提供に当たる。

6 機能訓練担当職員 (常勤・非常勤とわず1名以上)

機能訓練担当職員は、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。

(8) 営業日及び営業時間

事業開始日は令和元年12月2日とします。

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日	月曜日から金曜日
2 営業時間	11時30分から17時30分
長期休暇の間	9時から17時
3 サービス提供時間	14時から17時
長期休暇の間	10時から17時

(また、原則として国民の祝日、年末年始にはサービス提供を行わないこととします。加えて、学校行事等のため、サービス提供できない場合もあるが、その場合は事前に学校と事業所で別途協議することとします。)

(9) 主たる対象とする障害の種類

重症心身障害児(ただし左近山特別支援学校に学籍のある児童に限る)

(10) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

横浜市

#### (11) 緊急時における対応

事業所の従業者は、指定放課後等デイサービスの提供中に障害児の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。また、ただちに横浜市に状況報告を行うこととする。また、災害時の対応について事前に学校と協議すること。

#### (12) 非常災害対策

事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害が起きた場合に備えて、消防計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定する。また、災害等の発生に備えて、対応マニュアルを作成するとともに、日ごろから防災訓練等により、適切に対応できる体制を整備する

#### (13) 苦情解決

提供した指定放課後等デイサービスに関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供した指定放課後等デイサービスに関し、児童福祉法の規定により、市町村長等が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示若しくは提出の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市町村長等が行う調査に協力するとともに、市町村長等から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、市町村長等から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村長等に報告する。

5 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により調査又はあっせんに協力するものとする。

#### (14) 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為及び障害者虐待防止法にさだめる、その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為は行わない。また、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待の防止に関する責任者の選定、苦情解決体制の整備、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

#### (15) その他運営に関する重要事項

事業所は、従業者の資質向上のため研修（前条に規定する障害児の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならず、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後において

てもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 3 事業所は、指定障害児入所施設等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して障害児又はその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておく。
- 4 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、障害児に対する放課後等デイサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存する。
  - (1) 指定放課後等デイサービスに係る必要な事項の提供の記録
  - (2) 放課後等デイサービス計画
  - (3) 市町村への通知に係る記録
  - (4) 身体拘束等の記録
  - (5) 苦情の内容等の記録
  - (6) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(16) 通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

事業所は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 事業所は、前2項の支払いを受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができるものとする。この場合の利用料金については、別表に定める。
  - (1) 日用品費
  - (2) 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当であるもの
- 4 事業所は、前3項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対して交付する。
- 5 事業所は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得る。
- 6 受領した利用料金については、必要な帳簿を作成する。

(17) 報告書の作成

- 1 事業所は利用状況について日報を作成する。書式、記載内容は協議において定める。
- 2 月報及び四半期総括表の作成  
事業所は、各事業の計画と実績報告、施設の利用状況、管理状況、事故状況及び施設利用者からの意見・要望について月報を作成し、横浜市に提出する。
- 3 事業計画書の作成  
次年度の事業計画書を、毎年度9月末までに作成し、横浜市に提出する。

- ・事業計画
- ・収支予算 その他詳細については、協議において定める。

(18) 事業報告書の作成

前年度の事業報告書を、毎年度5月末までに作成し、横浜市に提出する。

- ・事業報告
- ・利用実績（利用人数等）
- ・収支決算 その他詳細については、別途定める。

(19) 教育委員会事務局への報告書の作成

事業所は半期に一回、学校施設利用に基づく事業運営について教育委員会事務局及び学校と協議し、その利点等振り返りの報告をする。内容や構成、その他詳細については、別途定める。

(20) 自己評価の実施

自己評価を実施し、公表すること。また、保護者評価を実施する際には、匿名性に配慮すること。

(21) 期間終了にあたっての引継業務

期間終了時には、次期事業者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引継を行う。具体的な引継方法については、別途協議により定める。

(22) その他日常業務の調整

日常業務に関して、横浜市及び横浜市教育委員会事務局と適宜調整を行う。また、横浜市及び横浜市教育委員会事務局の調査等に協力する。

(23) 事業に関する留意事項

事業の実施に際し、各種助成金、協賛金等を活用することができる。

(24) 施設の管理に関する留意事項

- ・学校敷地を駐車場として無償で利用できるが、詳細は学校と別途協議して決定する。
- ・共有設備（電気・水道を含む）を無償で利用できるが、詳細は学校と別途協議して決定する。
- ・事業所運営に必要な備品については、事業者が準備すること。
- ・敷地内に喫煙場所は設けないこと。
- ・防火管理者を選任し、担当業務を遂行するものとする。
- ・施設の利用にあたっては、別途横浜市教育委員会教育長と施設利用に係る覚書を締結する。

(25) 送迎

送迎については、1台以上の車両で、左近山特別支援学校と利用児童宅とのあいだの送迎を原則実施することとする。また、利用者が希望する場合には送迎に対応できる体制をとること。な

お、重症心身障害児が乗車することを十分に配慮した送迎車両を手配すること。

(26) 個人情報保護及び守秘義務に関すること

ア 事業所は、この業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、横浜市個人情報保護条例等の関係法令を遵守しなくてはならない

イ 個人情報保護の体制をとり、職員に周知・徹底を図ること。

ウ 収集する個人情報は、必要最小限のものとし、その取り扱いについては、十分注意すること。  
また、職員に対し必要な研修を行うこと。

(27) 保険の取扱い

事業者は、損害保険会社により提供されている障害児通所支援事業に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応すること。

(28) 損害賠償の取扱い

事業者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、事業者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、事業者において、その損害を賠償しなければならない。

(29) その他

ア 法令の遵守等

この事業所の運営にあたっては、日本国法令、児童福祉法、放課後等デイサービスガイドライエ等の関連法令等を遵守するものとする。

イ 横浜市及び横浜市教育委員会事務局との連絡調整

事業者は、横浜市及び横浜市教育委員会事務局との連絡調整会議等を必要に応じて開催し、業務報告等を行うこととする。開催については、協議のうえ決定する。

ウ 服務

従事する職員は、施設利用者等に施設職員とわかるように、名札を着用すること。

エ その他

本業務説明資料に定めのない事項については、横浜市と特定された事業者の両者で協議の上、決定するものとする。また、本業務説明資料の内容に変更の必要が生じたときは、横浜市と特定された事業者の両者で協議の上、変更することができる。

(30) 現地見学会

現地見学会を以下の日程で開催します。

(ア)開催日時：令和元年8月26日(月)15時から18時の間(30～40分を予定)

(イ)開催場所：横浜市立左近山特別支援学校

(ウ)参加人数：各団体3名以内とします。

(エ)申込方法：参加を希望される団体は、8月23日(金)午後5時までにFAXまたはE-mailにて御連絡ください。上記時間帯で適宜調整いたします。

なお、現地見学会当日は、駐車場を用意しておりませんので、公共交通機関をご利用くださ

い。

(オ) その他注意事項

- ・応募する団体の社員（職員）であることを証明する書類（名刺可）を当日確認させていただきます。
- ・現地見学会以外の日に来校することはできません。